

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

研究課題名(課題番号): 障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方
に関する研究(H28-身体・知的-一般-005)
分担研究報告書

分担研究課題名: 障害支援区分における区分「なし」の者に対する一次判定調査結果

主任研究者: 遠藤浩 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者: 谷口泰司(関西福祉大学)

研究協力者: 志賀利一(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、訓練等給付事業を利用している障害者のうち、障害支援区分で区分「なし」と判定を受けている人が、80項目の認定調査項目による一次判定(コンピュータ判定)を行うと、どのような判定結果が出るかを検証する、パイロット研究である。具体的には、全国の就労移行支援事業所を利用している、区分「なし」者に対して、指導員・支援員が認定調査と同様の評価を行い、コンピュータ判定の結果がどのようになるかを調査した。

27事業所115人のデータを一次判定したところ、区分「なし」の者の大多数(96.5%)は、区分1~3の結果が出た。今回の調査対象は、三障害すべてが含まれている(一部手帳未取得者も含まれる)一方で、若年者に偏りのあるサンプルである。しかし、障害者が訓練等給付のみを申請した場合、当該自治体においては、必須では無い障害支援区分認定のプロセスを省略していることが多いと推測され、グループホーム利用者も介護給付の申請を同時に行わなければ区分「なし」の受給者証が交付される可能性が高い。また、コンピュータ判定ソフトは、介護給付を選択しないと、区分「なし」の結果しかでない仕組みになっていた。

A. 研究目的

パイロット研究である。

1. 背景

障害者が、障害者総合支援法の訓練等給付を希望する際、介護給付と違い「根拠ある本人の利用意思」、「適切なサービス等利用計画案」があれば、必ずしも障害支援区分認定を受ける必要はない。その結果、訓練等給付事業の利用者の受給者証には区分「なし」と記されている場合が少なくない。しかし、この区分なしは、非該当とは限らない。介護給付申請で実施される障害支援区分認定を受けていないため、「なし」と記載されているのである。

本研究は、訓練等給付事業を利用している障害者のうち、障害支援区分で「区分なし」と判定を受けている者が、80項目の認定調査項目による一次判定(コンピュータ判定)を行うと、どのような判定結果が出るかを検証する、

2. グループホームと区分「なし」

障害者が地域で共同生活を営めるようサービス提供していた「共同生活援助(以下「グループホーム」という。))の利用者の実態について、これまで地方自治体や事業者団体が、様々な視点から調査が行われている。

大規模な調査として、グループホーム学会(2013)は、グループホームを運営している全国の3,895法人に対してアンケート調査を実施しており、1,311法人から回答を得ている¹⁾。当時は、制度上、介護給付の「共同生活介護」と訓練等給付の「共同生活援助」にグループホームは分けられていた(平成26年4月より訓練等給付の共同生活援助に一元化された)。アンケート結果のうち、旧共同生活援助を取り上げると、利用者数7,740人のうち障害支援区分(当

時は障害程度区分)1～6に該当しているのは4,054人であり、残りの3,686人(50.0%)は区分非該当という結果が出ている。実際は、この調査結果の非該当は、「非該当」、「区分なし」、「不明」の3類型に分けられるものと推測される。さらに、この調査では共同生活介護利用者15,350人の回答を得ており、共同生活援助と共同生活介護を合わせた利用者のうち、区分非該当の割合は16.6%になる。同時期、きょうされん(2013)の大規模な調査を実施している。結果は、315グループホーム、1,578人のうち11.6%が非該当ならびに区分なしであったと報告している。

地方自治体単位においても、グループホーム利用者の障害支援区分について、くつか調査結果が報告されている。兵庫県の平成26年度グループホーム実態調査(2015)では、145法人493カ所のグループホームで生活している2,254人のうち、161人(7.1%)が非該当であり、長野県精神保健福祉センターが行った、グループホーム等の精神障害者の利用状況調査(2014)では、727人の精神障害者うち11.6%が非該当あるいは区分「なし」であった。また、埼玉県社会福祉協議会(2014)は、グループホーム利用している知的障害者1,692人のうち157人(9.3%)が、非該当ないし区分「なし」であった。

調査により数値にばらつきはあるものの、グループホーム利用者の中には、非該当あるいは区分なしが一定の割合存在することは間違いない。しかし、この区分「なし」の者は、一次判定(コンピュータ判定)で「非該当」と出た人なのか、訓練等給付の申請手続上「区分判定を行っていない」のか、どちらなのか不明である。

B. 研究方法

平成28年9月15日から9月30日の間に「全国就労以降支援事業所連絡協議会」の協力により、メーリングリストを活用して、下記の条件で就労移行支援事業所を利用している者に対して、認定調査項目(80項目)の評価を要請した。

- 現在事業所を利用しており、受給者証に区分「なし」と記されている利用者を利用開始日が新しい順に1事業所最大5人までを対象とする
- 認定調査項目の評価は、日常的に支援にあっている就労移行担当者、職業指導員、生活支援員が行う
- 上記の評価内容をサービス管理責任者ならびに認定調査員研修修了者がチェックし、所定の回答欄に記載する

なお、回答欄には、認定調査項目(80項目)以外に、対象者の障害者手帳と等級、年齢と性別、回答欄記載者の立場が付け加えられており、匿名化されたデータとして統計処理を行った。また、認定調査項目については、のぞみの園において「障害支援区分判定ソフト2014」に入力し、訓練等給付・介護給付の両方を利用するものとして、一次判定結果を算出した(同ソフトでは、訓練等給付のみ利用する条件で、調査項目を入力すると、すべて区分「なし」の結果となる)。

なお、就労移行支援事業を対象に本調査を行った理由は、以下の通りである。

- グループホームを対象とした調査では、地方自治体が直接調査するもの以外は、回収率が非常に低い
- 1カ所のグループホームで生活する人は限られており、区分「なし」の利用者のデータを一定数集約するには大規模なアンケート調査を実施する必要がある
- ホーム単位で、認定調査項目を記載できるスタッフが必ずしも配置されているとは限らない
- 就労支援事業所は、区分「なし」の利用者が多く(73.6%)⁶⁾、事業所にはサービス管理責任者が常駐しており、適切な認定調査項目の記載が可能だと考えられる
- 就労移行支援事業については、就労移行連絡協議会が事業所団体として存在しており、メーリングリストを活用した各種簡易調査を既に実施している

表1．回答得た事業所数と対象者数
(都道府県別)

	事業所数	対象者数
北海道	3	12
千葉県	1	5
東京都	4	20
神奈川県	4	18
石川県	1	5
福井県	2	7
愛知県	1	5
滋賀県	1	5
大阪府	6	25
愛媛県	1	2
福岡県	2	6
熊本県	1	5
合計	27	115

結果として、調査の本来の主旨は、グループホームで生活している区分「なし」の障害者の一次判定(コンピュータ判定)結果を調べることである。しかし、訓練等給付で区分がついていない者が、

「非該当」なのか「区分判定を行っていない」のかを調査した研究はこれまで存在せず、パイロット調査として、就労移行支援事業所を対象とした調査の価値があると判断した。

本調査の方法ならびにデータの管理等については、のぞみの園調査研究倫理審査委員会の審査を受けて、実施している。

C. 研究結果

全国就労移行支援事業所連絡協議会メーリ

ングリスト(調査時加盟事業所数60カ所)より回答を得たのは、27施設、115人であった。都道府県別の事業所数と対象者数は、表1の通りであり、全国からデータが集まっている。

表2は、一次判定(コンピュータ判定)結果と対象者が所持している障害者手帳とをクロス集計したものである。複数の手帳保持者(重複障害)については、主な障害のみのカウントとした。障害種別としては、知的障害66人(57.4%)、精神障害40人(34.8%)、身体障害6人(5.2%)、手帳なし3人(2.6%)である。

回答された認定調査80項目の一次判定(コンピュータ判定)結果は、非該当が2人(1.7%)、区分1が23人(20.0%)、区分2が64人(54.8%)、区分3が24人(21.7%)、区分4が2人(1.7%)、区分5、区分6の者はいなかった。つまり、受給者証において区分「なし」と記載されている者のうち、ほとんど(96.5%)は、一次判定を行うと、区分1~3の範囲に入り、非該当は例外的な人数であった(1.7%)。なお、非該当のうち知的障害の1名は区

表2．障害種別一次判定結果

	身体障害	知的障害	精神障害	未取得	合計	割合
非該当	0	1	1	0	2	1.7%
区分1	2	12	8	1	23	20.0%
区分2	3	35	24	2	64	54.8%
区分3	1	16	7	0	24	21.7%
区分4	0	2	0	0	2	1.7%
区分5	0	0	0	0	0	0.0%
区分6	0	0	0	0	0	0.0%
合計	6	66	40	3	115	100.0%

表3．年齢別一次判定結果

	-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳-	合計	割合
非該当	1	1	0	0	2	1.7%
区分1	16	3	3	1	23	20.0%
区分2	38	10	9	7	64	54.8%
区分3	21	2	1	0	24	21.7%
区分4	2	0	0	0	2	1.7%
区分5	0	0	0	0	0	0.0%
区分6	0	0	0	0	0	0.0%
合計	78	16	13	8	115	100.0%

分認定のすべての項目で「支援の必要なし」と回答している26歳の男性であり、精神障害の1人は「読み書き」において時々支援が必要、

行動関連項目の「話がとまらない」に稀に支援が必要と回答している、社会不安障害の診断がついた38歳の女性である。

表3は、一次判定（コンピュータ判定）結果と対象者が年齢をクロス集計したものである。29歳以下が78人（67.8%）、30歳代が16人（13.9%）、40歳代が13人（11.3%）、50歳以上が8人（7.0%）であり、就労移行支援事業の特徴から若年者が多い傾向にある。

D. 考察

就労移行支援事業を利用しており、受給者証に区分「なし」と記載されている人について、日常的に指導や支援を行っている者が認定調査と同じ項目の評価を行い、一次判定（コンピュータ判定）の結果を出したところ、大多数は区分1～3の結果であった。非該当判定になった者は、例外的な数字に過ぎなかった。

この結果から、先行調査等において、訓練等給付受給者の障害支援区分が明記されていない（非該当・不明・区分「なし」と記されている）場合、一次判定を実施するとほとんどが区分1～3の結果が出ると推測される。また、地方自治体で一次判定を実施していても、受給者証に区分「なし」と記載されるのは、訓練等給付申請者については障害支援区分の認定手続きが省略されるからだと考えられる。さらに、今回の調査のコンピュータ判定で活用した「障害支援区分判定ソフト2014」は、データ入力段階で「介護給付」を選ばないと、調査項目にどのようなデータを入力しても、区分「なし」以外の結果を出力することが無かった。

【文献】

- 1) グループホーム学会（2013）平成24年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査．厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業．
- 2) きょうされん（2013）グループホーム・ケアホーム基礎調査等報告書．
http://www.kyosaren.or.jp/wp-content/themes/kyosaren/img/page/activity/z/z_1.pdf（参照日2017年4月1日）
- 3) 兵庫県（2015）平成26年度グループホー

ム実態調査（調査結果）．

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/syohuku_gh.html（平成28年8月1日参照）

- 4) 長野県精神保健福祉センター（2014）グループホーム等の精神障害者の利用状況調査．
<http://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/tosho/documents/grouphome.pdf>（平成28年8月1日参照）
- 5) 埼玉県発達障害者福祉協会（2014）県内知的障害者GH・CH・生活ホームに関する実態調査．
- 6) 財務省（2015）財政制度分科会（平成27年10月9日開催）資料2社会保障（総論、経済・財政一体改革の改定工程、障害福祉）．
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia271009.html（平成28年8月1日参照）

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし